

事 務 連 絡
令和5年3月7日

部及び課（局・室・館・次）長 各位

総務部長
石橋 啓一

新型コロナウイルス感染症に伴う休暇等の取扱い及びマスク着用について

令和5年1月27日における国の対応方針として、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を段階的に進めていくことが明示されたところですが、同感染症に伴うマスク着用の考え方については、2月14日の第80回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、東京都の考え方が示されました。

これに伴い、市職員のマスク着用等については、下記のとおり取り扱うこととしますので、所属職員への周知及び取扱いについてご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

(1) 令和5年5月8日に新型コロナウイルスの5類への移行に伴う特措法に基づく協力要請等の終了、基本的対処方針の廃止を見据え、令和5年3月13日から5月7日までをその移行期間と捉え、感染予防対策の継続と緩和について当該事務連絡のとおり両立して取り組む。また、国及び都による方針に沿い、市としての役割を果たすため、5月8日以降については、市職員のマスクの着用については個人の判断とし、円滑な移行のため事前に市民にアナウンスしていくものとする。

(2) 学校等、国より個別に通達等がなされているものについては、当該通達等に基づき適宜対応することとする。

2. 市職員の対応

| | 現行（2類） | 変更後（5類への移行期間） |
|-------------------------|--|---|
| 期 間 | 3月12日まで | 3月13日から5月7日まで |
| 休暇等の 取扱い | 新型コロナウイルス感染拡大に伴う 職員の休暇等の取扱いに関する判定 表（第18版）に基づき対応 | （変更なし） |
| 絶 対 退 庁 時 間 の 厳 守 | 絶対退庁時間 20時30分 | （変更なし） |
| 感染防止 対策 | マスク着用、マスクを外しての会話を 禁止する。 石鹸での手洗い、手指消毒、共有物の 消毒、換気のほか、基本的な感染 予防策を行う。 | <u>執務室内及び研修時等のマスク着用 は個人の判断に委ねるものとし、窓口 対応時や、市民と接する事業において はマスクを着用するものとする。</u> 石鹸での手洗い、手指消毒、共有物の 消毒、換気等、基本的な感染予防策は 継続し、手指消毒用アルコールは、個 人の感染対策及びエチケットとして 継続設置する。 |
| 体調管理 | 発熱、新型コロナウイルスへの感染 が疑われる症状があるとき（微熱、 喉の痛み、咳、鼻水等の症状、ワク チン接種後の副反応時も含む）は所 属長へ報告し、所属長から職員課長、 職員課労働安全衛生担当及び保健室 保健師へ連絡する。 | （変更なし） |
| 外出 | 基本的な感染防止策を徹底する。こ うした対応が難しいと判断される場 合や発熱等の症状がある場合は、帰 省や旅行を控える。 | （変更なし） |
| 会食 | 「感染防止徹底点検済証」の交付を 受け、かつ、これを店頭に掲示して いる店舗については、制限を設けな い。 上記点検済証の交付を受けていない 又は掲示していない店舗について は、同一グループの同一テーブルへ の来店案内を4人以内、滞在時間を 2時間以内で実施する。 | 「感染防止徹底点検済証」の交付を 受け、かつ、これを店頭に掲示して いる店舗については、制限を設けな い。 上記点検済証の交付を受けていない 又は掲示していない店舗については、 同一グループの同一テーブルへの入 店案内を4人以内、滞在時間を2時間 以内で実施する。 |

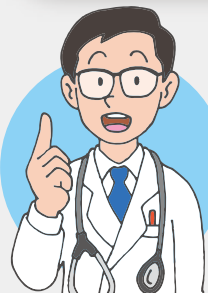
| | | |
|------------|---|---|
| | ただし、いずれの場合もマスク会食とすること。 | <u>マスクの着用は、個人の判断に委ねる。</u> |
| 抗原検査キットの提供 | 職員本人が濃厚接触者となった場合や、職員の家族が濃厚接触者となった場合、また、陽性者が発生した同一部署や施設に勤務している職員で感染の不安を感じる場合に抗原検査キットを提供する。 | (変更なし) |
| パーテーションの設置 | 窓口及び執務室内にパーテーションを設置する。 | 窓口用パーテーションは継続設置するが、 <u>執務室内のパーテーションは撤去する。</u> |
| マスク着用の掲示 | 来庁者に対して「マスクを着用してください」等の掲示を行う。 | 来庁者のマスク着用は、 <u>個人の判断に委ねる</u> 内容に、庁舎内の掲示を貼り替える。(例)「マスクを着用してください」→「感染症対策として個人の判断で着用してください」など。 |

(問い合わせ) 職員課人事研修係
総務課庶務統計係

マスクの着用について

狛江市・狛江市医師会からのお願い

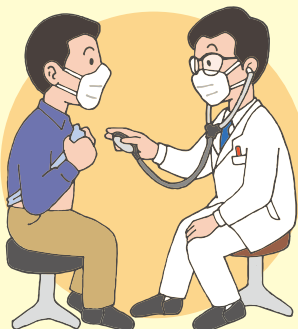
令和5年3月13日からマスクの着用は、
室内・室外問わず個人の判断になるのね。



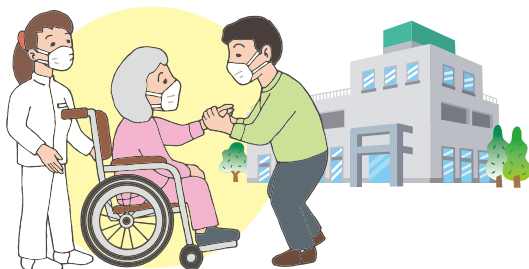
ただし、重症化リスクの高い方への感染を防ぐために
以下の場面ではマスクを着けましょう！

※ マスク着用による感染拡大予防はエビデンス(科学的根拠)として示されています。

医療機関に行くとき



高齢者施設などを訪問する時



予防接種会場に行く時



その他マスク着用を推奨する場面

- ▷ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方が通院等やむを得ず外出する時
- ▷ 通勤ラッシュ等混雑した電車やバスに乗車する時
- ▷ 施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられた時

※ 新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染対策(換気、3密の回避、手洗い、手指消毒等)は引き続き継続してください。

ご自身や身近な人を守るため、**思いやりのある行動**をお願いいたします。